新

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第 67号) 第243条の2第1項 の規定に基づく 県税の収納に関する

事務の委託に関し、神奈 川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。

(削除)

(委託の内容)

第2条 地方自治法(以下「法」という。) 第243 条の2第1項の規定により県税の収納に関する 事務を委託する税目、取扱範囲等については、別 に知事が定める。

(収納に関する事務の方法)

- 第3条 法第243条の2第1項 の規定により県税 の収納に関する事務の委託を受けた者(以下「指 定公金事務取扱者」という。)は、納付書又は納 入書に基づいて県税を収納しなければならない。 (収納金の払込み)
- 第4条 指定公金事務取扱者は、前条の規定により 県税を収納したときは、その収納した県税を、知 事が別に定めるところにより、払込書(別記様式) (払込書に記載すべき事項を記録した電磁的記 録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ っては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を 添えて、神奈川県指定金融機関又は神奈川県指定 代理金融機関に払い込まなければならない。

(収納に関する事務の委託の検査)

第5条 会計管理者は、県税の収納に関する事務を 法第243条の2第1項 の規定により委託した場 合においては、定期及び臨時に、当該委託に係る 県税の収納に関する事務の状況について、自ら検 査し、又は所属の職員をして検査させなければな らない。

(検査期日の通知)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号) 第158条の2第1項の規定に基づく 県税の収納の事務を委託することができる者の 基準その他県税の収納の事務の委託に関し、神奈 川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。

旧

(委託の基準)

(趣旨)

- 第2条 地方自治法施行令(以下「政令」という。) 第158条の2第1項に規定する基準は、次の各号 に掲げるとおりとする。
 - (1) 経営状況及び財務状況が良好であること。
 - (2) 普通地方公共団体の公金又は電気料、上下水 道料、ガス使用料、電話料及びテレビ聴視料そ の他これらに類する経費の取扱いについて実 績を有していること。
- (3) 県の公金収納事務に支障を及ぼすことのな い組織体制及び技術を有していること。 (委託の内容)

第3条 前条に規定する基準を満たす者に

委託す	る税目、	取扱範囲	ቜ等につい	いては、	別
に知事が定め	る。				
(収納の事務	の方	7法)			
第4条 政令第	3158条の	2第1項	夏の規定に	こより県	!税
の収納 <u>の事務</u>	σ	多託を受	受けた者	(以下	「 <u>受</u>
託者」	ح	いう。)	は、納付	寸書又に	は納

入書に基づいて県税を収納しなければならない。

第5条 受託者 は、前条の規定により 県税を収納したときは、その収納した県税を、知 事が別に定めるところにより、払込書(別記様式)

添えて、神奈川県指定金融機関又は神奈川県指定 代理金融機関に払い込まなければならない。

(収納の事務 の委託の検査)

第6条 会計管理者は、県税の収納の事務 政令第158条の2第1項の規定により委託した場 合においては、定期及び臨時に、当該委託に係る 県税の収納の事務

の状況について、自ら検 査し、又は所属の職員をして検査させなければな らない。

(検査期日の通知)

(収納金の払込み)

第6条 前条の規定により検査するときは、あらか | 第7条 前条の規定により検査するときは、あらか

新	旧
て通知するものとする。	て通知するものとする。
(検査後の処理)	(検査後の処理)
<u>第7条</u> 会計管理者は、 <u>第5条</u> に規定する検査を行	第8条 会計管理者は、第6条に規定する検査を行
ったときは、当該検査の結果を <u>指定公金事務取扱</u>	ったときは、当該検査の結果を受託者
<u>者</u> に通知するものとする。	に通知するものとする。
(電磁的記録の作成等)	(電磁的記録の作成等)
第8条 指定公金事務取扱者は、収納した現金の出	第9条 受託者 は、収納した現金の出
納について、電磁的記録	納について、電磁的記録 <u>(電子的方式、磁気的方</u>
	式その他人の知覚によっては認識することがで
	<u>きない方式で作られる記録であって、電子計算機</u>
	<u>による情報処理の用に供されるものをいう。以下</u>
を作成しなければならない。ただし、電	同じ。) を作成しなければならない。ただし、電
磁的記録によることが困難である場合は、現金の	磁的記録によることが困難である場合は、現金の
出納に関する帳簿によることができる。	出納に関する帳簿によることができる。

〔神奈川一五七七〕 三八五九の三(~三八五九の二〇)

1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
県 被 (権)		収 納 区 分 地方自治法権行全格158条の2-15 米づく収納分	百十隻下百日万百百七日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	# H H	しました。 中務所	場 所 例及び神会川県指定
∪ ≅	弘弘人名	X分 权 人 開 存 及 人 開 中 度 中 度 中 度 中 度 中 度 中 市 市 市 市 市 市 市 市 市	五 5 6 董 弘弘本口密る 収 恭 夺 稷	# 	上記の会額を数収しました。 神奈川県 事務	収制代行 基者コード 払 込 場 所 神奈川県指定金融機関及び神奈川県指定 代理金融機関
京 祝		収 納 K 分 地方自治法権行令第158条の全に 基づく収納分	首 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	年 月 旧	拒豫時	領政目付印
	妆动人名	区分 収 入 票 税 等	北 公 企 舊 北记みに係る 収 耕 件 数	4 25 月	所管事務所 神奈川県	収載代行業者コード
には には には には には には には には には には	200月自5台三支 第 2 45条 9 2	所	百十億千百十万千百十円	年 月 日	上記の金額を納付しましたので、通知します。 発川県 事務所出納員殿	R 行
が は は は は は は は は は は は は は	拉达人名	版	故 込 俭 数 故込みに痛る 仮 熱 弁 数	北路	上記の金額を約り 神奈川県	数据 个 行